剪定伐採業務委託（北緯 40 度カントリーパーク）特記仕様書

Ⅰ．本業務の実施にあたっては、下記に示す内容に基づいて実施する。

Ⅱ．業務概要

１）業務名　　剪定伐採業務（北緯 40 度カントリーパーク）

２）業務場所　　北秋田市阿仁銀山字下新町　地内

３）業務内容　・剪定

剪定（桜）　５１本（ソメイヨシノ、シダレザクラ）

防腐処理　　剪定樹木に実施（トップジン M ペースト）

高所作業　　12m クローラを想定

運搬　　処分樹木（2t ダンプトラック２台分を想定）

・伐採

伐採（カツラ）　１本

高所作業　　12m クローラを想定

運搬　　処分樹木（４t ダンプトラック３台分を想定）

４）搬出先　　枝葉・・長下処分場（北秋田市米内沢字長下１９９）を想定

幹・・・NP リサイクルセンター（北秋田市木戸石下中岱 148）を想定

５）業務期間　　契約締結日の翌日から令和８年１２月２５日

Ⅲ．業務仕様

業務実施にあたっては、別添の「金抜設計書」、「図面」を必ず参照すること。

Ⅳ．条件等

１）本業務現場は公園内となるため、作業実施にあたっては施設の保全を十分配慮して行うものとする。

２）作業における安全対策には十分注意するものとし、事故の発生を防ぐよう対策を講じること。

３）本業務により発生する処分樹木等は、受注者がそれぞれ適正な処分場により処分するものとする。

Ⅴ．定めなき事項

この仕様に定めない事項又は、この業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて調査員と協議する。